

議案第 三三三 號

町有財産及び営造物に関する条例制定についで

三朝町有財産及び営造物に関する条例を別紙の通り制定するものとする

昭和三十三年五月七日 町長 提出

原案可決

三朝町長 坂出 雅

昭和三十三年五月七日 町長 承認

三朝町議会議長 加藤 幸太



# 第一章 総則

## (目的)

第一条 町(村)有財産(以下「財産」という。)の取得、管理及び処分並びに営造物の設置、管理及び処分については、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定めがある場合を除く外、この条例の定めるところによる。

## (財産の定義及び分類)

第二条 この条例で財産とは左の各号に掲げるものをいう。

- 一 土地及びその従物
- 二 建物及びその従物
- 三 立木
- 四 船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)の適用をうけるもの)及びその従物
- 五 重要な機械、器具等町(村)長の指定するもの
- 六 地上権、地役権その他これらに準ずる権利
- 七 株券、社債券、国債証券、地方債証券及び出資による権利その他これらに準ずるもの
- 八 基本財産及び積立金穀

2 財産を行政財産と普通財産の二種に分ける。

- 一 行政財産とは町(村)において公用若しくは公共の用に供し又は供するものと決定した財産をいう。
- 二 普通財産とは行政財産以外の財産をいう。

## (営造物の定義)

第三条 この条例で営造物とは、公益を目的として町(村)が所有し又は管理する施設で、公共の用に供するものをいう。

## 第二章 取得及び設置

(財産取得前の調査等)

第四条 財産を~~買入~~、寄附等により取得しようとする場合には、町~~長~~長は、その財産について私権の設定又は特殊の義務の有無を調査しなければならない。

2前項の場合において、当該私権及び特殊の義務を排除する必要があるときは、町~~長~~長は、所有者又は権利者にこれを消滅させ又はこれに関し、あらかじめ必要な処置をさせなければならない。

(財産の登記又は登録)

第五条 買入、寄附等により取得した財産、又は新築増築等により財産となつたもので登記又は登録を要するものについては、町~~長~~長は、遅滞なく、その手続をしなければならない。

(財産代金の支払)

第六条 取得した財産の代金は、登記又は登録を要する財産については登記又は登録を完了した後に、その他の財産についてはその財産を收受後に、これを支払わなければならない。ただし、町~~長~~長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(営造物の設置)

第七条 営造物を設置するときは、住民の福祉を増進するに適當な位置を選ばなければならない。

2 営造物を設置したときは、町~~長~~長は、名称、位置その他必要な事項を、遅滞なく公示しなければならない。  
(財産の取得及び営造物の設置に関する議会の議決)

第八条 左の各号に掲げる財産又は営造物を取得し又は設置しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

一 学校

二 図書館

- 三 公 会 堂
- 四 公 園
- 五 病 院
- 六 授 産 場
- 七 保 育 所
- 八 住 宅
- 九 上 水 道 事 業 施 設
- 十 下 水 道 事 業 施 設
- 十一 火 葬 場
- 十二 墓 地
- 十三 診 療 所
- 十四 宿 泊 所
- 十五 浴 場
- 十六 質 屋
- 十七 じんかい処理場
- 十八 倉 庫
- 十九 上 屋
- 二十 荷 揚 場
- 二十一 一件一千坪以上の土地
- 二十二 山 林

## 第三章 管 理

### (財産台帳)

#### 第九条

町長及び教育委員会は、それぞれ、所管に属する財産について、財産台帳を備え、財産の分類、種目、用途、

所在、数量、取得価格その他必要な事項を記載し、変動があつた場合においては、その都度修正しなければならない。

#### 2

前項の取得価格は、買入にかかるとは買入価格、交換にかかるとは交換当時における評定価格、收用にかかるものは

補償金額により、その他のものは取得当時を基準として左の区分により決定する。

一 土地については近傍類地の時価に比準して算定した金額

二 立木についてはその材積に単価を乗じて算定した金額

三 建物その他工作物及び船舶その他の動産については建築費、製造費。ただし、これによりがたいものについては見積価格

四 権利については見積価格、株券、社債券等については類面金額、出資による権利については出資金額

### (基本財産等の管理)

#### 第十条

基本財産又は積立金蔵のうち現金は、確実な金融機関に預託しなければならない。ただし、必要がある場合にはこれ

を確実な有価証券に替えることができる。

### (行政財産の管理)

#### 第十一条

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、使用又は収益をさせる場合を除くほか、これを使用させ

若しくは貸付け又はこれに私権を設定することができない。

### (普通財産の管理)

#### 第十二条

普通財産はこれを貸し付け又はこれに私権を設定することができる。

(財産の使用料及び貸付料)

**第十三条** 財産の使用及び貸付に対しては、相当の使用料及び貸付料を徴収する。ただし、公用、公共用又はこれらに準ずる用に供し、かつ収益を目的としない場合においてはこれを減免することができる。

2 財産の貸付料は、毎月又は毎年定期に納付させなければならない。ただし、数年分を前納することを妨げない。

(財産の使用又は貸付の期間)

**第十四条** 財産は、左の各号に掲げる期間をこえて使用させ又は貸し付けてはならない。

一 建物の所有を目的とするための土地及び土地の定着物(建物を除く。以下同じ。)の貸付 三十年

二 植樹を目的とするための土地及び土地の定着物の貸付 二十年

三 前二号以外の目的のための土地及び土地の定着物の使用又は貸付 五年

四 建物その他の財産の使用又は貸付

2 前項の貸付期間はこれを更新することができる。ただし、更新のときから同項の期間をこえることはできない。

(行政財産の原形変更等の禁止)

**第十五条** 行政財産の使用者は、当該物件を使用目的以外の用途に供し、原形を変更し又は他人に使用させてはならない。

ただし、町(村)長又は教育委員会の承認を得た場合はこの限りでない。

2 町(村)長又は教育委員会は、財産の原形を変更したものに對し必要に應じ原状回復を命ずることができる。

(財産の使用又は貸付の場合の担保及び保証人)

**第十六条** 財産の貸付について町(村)長又は教育委員会が必要と認めるときは、相当の担保を提供させ又は適當と認められる保証人を立てさせることができる。

(財産貸付の契約)

**第十七条** 財産の貸付については、その目的、貸付期間、貸付料並びにその納付の時期及び方法のほか、左の各号に掲げる

事項を契約しなければならない。ただし、特別の事情により、町長又は教育委員会において必要と認めるときは、その一部を省略することができる。

一 貸付期間中であつても、公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、契約を解除することができる権利を留保すること及び契約の解除により生じた借受人の損害については、賠償を求めることができないこと。

二 貸付財産を他に転貸してはならないこと。

三 町長又は教育委員会の承認を得た場合のほか、貸付財産を目的以外の用途に供し、又は財産の原形を変更してはならないこと、及び承認を得て貸付財産の原形を変更した場合は、町長又は教育委員会は必要に応じて借受人に貸付期間の終了又は契約解除のとき原状に回復させることができること。

四 前二号に違反した場合及び貸付財産を故意又は過失により滅失又はき損し、その他契約の事項に反する行為をしたときは、何時でも契約を解除し、その損害の賠償を要求することができること。

五 維持修繕その他保存費用は借受人の負担に属すること。

六 その他町長又は教育委員会が必要と認める事項。

(营造物の管理)

第十八条 营造物の使用については、第十一条、第十三条及び第十五条の規定を準用する。

(財産及び营造物の独占的使用許可に関する議会の同意)

第十九条 左に掲げる財産及び营造物については、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意が得られなければ十年をこえる期間にわたり独占的使用の許可をすることはできない。

一 図書館

二 公会堂

三 病院

- 四 授 産 場
- 五 保 育 所
- 六 診 療 所
- 七 宿 泊 所
- 八 浴 場
- 九 質 屋
- 十 倉 庫
- 十一 上 屋
- 十二 荷 揚 場

#### 第 四 章 処 分

(財産の処分)

第二十条 財産は、左の各号に掲げる場合の<sup>外</sup>、これを処分してはならない。

- 一 国又は他の地方公共団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。
- 二 町~~(村)~~財産としての価値がなくなつたとき。
- 三 財政上その他特別の事情があるとき。

(財産の無償譲渡)

第二十一条 財産を無償で譲渡しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、公用、公共用又は公益事業の用に供することを目的として寄附を受けた財産で、その用途を廃止した場合において、寄附者又はその相続人その他の包



括承継者に無償で譲渡することを寄附の条件としているものを、その条件に従い、譲渡するときはこの限りでない。  
(財産の処分価格の低減)

**第二十二條**

財産は、左の各号の一に掲げる場合においては、価格を低減して売却することができる。

- 一 公用、公共用又は公益事業の用に供するため国又は他の地方公共団体に売却するとき。ただし、当該財産を収益を目的とする施設にあてる場合においてはこの限りでない。
- 二 法令に基き国から減額し又は無償で譲渡された財産を、特別の事情がある場合にこれをその縁故者に売却するとき。
- 三 町(村)以外の者の負担において財産の用途に代わる他の施設をしたため、その財産が不要となつた場合において、その負担をした者又はその相続人若しくはその他の包括承継者に売却するとき。
- 四 公用、公共用又は公益事業の用に供することを目的として寄附をうけた財産で、その用途を廃した場合において、これを寄附者又はその相続人その他の包括承継者に売却するとき。

(財産の交換)

**第二十三條**

財産は、公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため、又は町(村)において施行する事業のため必要があるときは、これを他の財産と交換することができる。この場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(財産代金等の納付)

**第二十四條**

財産の売却代金又は交換差金は、当該財産の引渡前又は所有権移転の登記若しくは登録のときまでに、これを納付させなければならない。

(営造物の処分)

**第二十五條**

営造物を処分したときは、町(村)長は、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(財産及び営造物の処分に関する議会の議決)

第二十六条 第八条に掲げる財産及び営造物の処分については、同条の規定を準用する。

(財産及び営造物の独占的な利益を与えるような処分に関する議会の議決)

第二十七条 第十九条に掲げる財産及び営造物につき、独占的な利益を与えるような処分については、同条の規定を準用する。

(職員行為の制限)

第二十八条 財産に関する事務に直接従事する町(村)長その他職員は、その取扱にかかる財産を譲り受け又は自己の所有物と交換することができない。

## 第五章 補 則

(違法使用に対する処置)

第二十九条 公共の用に供する行政財産又は営造物を無断で使用し又は転使用させ若しくは原形の変更をした者については、二千円以下の過料を科する。

2 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

(委任)

第三十条 この条例の施行について必要な事項は、町(村)長又は教育委員会が定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に効力を有する財産又は営造物の使用の許可又は貸付の契約については、なお、従前の例による。

- 3 この条例施行の際、現に設置されている営造物は、この条例により設置されたものとみなす。
- 4 左に掲げる条例は廃止する。